

用語の説明

内水氾濫と外水氾濫

【内水氾濫】

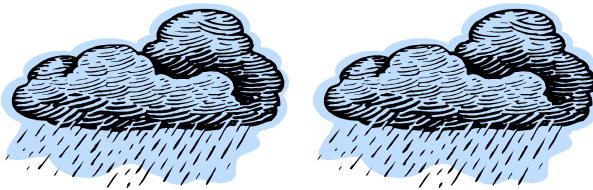
佐賀市内に降った雨は、普段は側溝などを通じて河川に排水されます。しかし、短時間に集中して大雨が降ると、道路の側溝や下水道の排水能力が追いつかなかったり、排水先である河川の水位が上昇していたりして、排水そのものが困難となることがあります。

このように、地域に降った雨が河川に流れ込む前に、あふれる状態のことを「内水氾濫」といいます。

【外水氾濫】

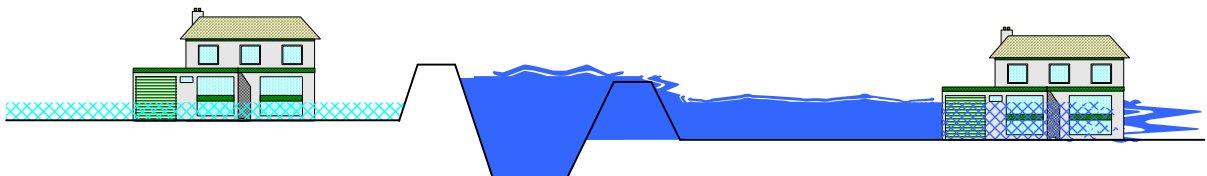
大雨が降ると河川の水位が高くなり、堤防を超えて水があふれたり（溢水）、堤防が壊れたり（決壊、破堤）して河川が氾濫することがあります。

このようなことが原因で生じる氾濫のことを「外水氾濫」といいます。



【内水氾濫】
排水できず氾濫する

【外水氾濫】
溢水や破堤により河川の水が流れ出る



内水氾濫と外水氾濫の概念図

佐賀市排水対策基本計画検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 佐賀市内の浸水被害軽減に係る佐賀市排水対策基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、佐賀市排水対策基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 基本計画の内容検討に関すること。
- (2) 排水対策の実現化する方策検討に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 農業及び漁業関係団体代表
- (4) 行政関係機関
- (5) その他、特に市長が委嘱の必要があると認める者

3 委員の任期は、委員会の所掌事務が終了したときまでとする。

4 委員が任期途中で交代するときは、必要に応じて、速やかに市長が後任の委員を委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(職務代理)

第5条 委員長は、病気その他の事由によりその職務を自ら行うことができない場合は、職務代理者がその職務を代理する。

2 職務代理者は委員長があらかじめ委員の中から指名するものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は委員（委員長、職務代理者を含む）の過半数が出席しなければ、開催できない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部河川砂防課において処理する。

附 則

この要綱は平成24年11月8日から施行する。

佐賀市排水対策基本計画検討委員会 委員名簿

委員名	所属等	備考
荒木 宏之	佐賀大学低平地沿岸海域研究センター 教授	委員長
伊東 史朗	佐賀市自治会協議会会長	
坂田 元秀	一般市民公募	
空閑 幸康	一般市民公募	
宮崎 順子	一般市民公募	
吉村 薫	一般市民公募	
徳永 重昭	佐賀県有明海漁業協同組合広江支所運営委員長	
江口 善幸 (第二回検討委員会まで) 高津 博之	佐賀市生産組合連絡協議会長	
家永 武義	佐賀県佐賀警察署警備課長	
尾崎 大輔	諸富警察署警備課長代理	
野田 公明 (第二回検討委員会まで) 田中 一俊	佐賀広域消防局 佐賀消防署長	
塚本 剛好	筑後川河川事務所副所長(久留米庁舎)	
若松 信一	筑後川河川事務所副所長(佐賀庁舎)	
山崎 日出男 (第二回検討委員会まで) 前田 常明	佐賀県県土づくり本部 河川砂防課長	
山口 武彦 (第二回検討委員会まで) 日浦 敬祐	佐賀県県土づくり本部 農地整備課長	